

## 熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準

この審査基準は、熊本市児童福祉施設等の整備及び社会福祉法人の認可に関する審査会が、「社会福祉施設等の整備及び社会福祉法人の認可に係る事前協議書の提出の手續等に関する要綱」（平成8年4月1日制定）に基づき事前協議書を提出した社会福祉施設等の整備計画について、当該計画の適否及び優先順位を判断する基準とするもので「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査事項（保育所関係）」、「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査事項（認定こども園関係）」、別紙1「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準表」及び別紙2「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金ヒアリング審査表」のとおり定める。

### 熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査事項（保育所関係）

#### 第1 基本要件

本市福祉行政の基本となる計画に適合しているものであること。

##### 1 保育所関係

- (1) 保育所の新設を希望する場合又は既存の保育所が移設を希望する場合は、「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準」及び関連する法令等に合致したものであること。
- (2) 現に保育事業を実施している者（幼稚園、認可外保育施設等を含む。）がその事業を廃止（廃止せず場所を変えて事業を継続する場合を含む。）し、保育所の新設を希望する場合は、施設整備の有無に関わらず在園児の保護者全員に事業計画に対する十分な説明を行い、かつ、保育所施設整備事前協議に対する保護者全員の理解の下、保護者全員の退園承諾書・移設同意書がとれていること。

#### 第2 配置計画及び建設用地に関する事項

##### 1 配置計画

- (1) 保育ニーズ及び既存施設の配置状況等からみて適正な配置であること。
- (2) 校区の住民説明会等を開催し、施設整備（保育所建設）に対する施設周辺の住民の反対が特段ないこと。

##### 2 建設用地

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定される風俗営業を行う施設が隣接している等、児童の健全育成の観点から保育所用地として

望ましくない環境に無いこと。

- (2) 保護者が児童の送迎用に利用できる駐車場スペースを確保していること。
- (3) 工事用・運営用車両及び緊急車両等の進入に十分な道路が確保されていること。
- (4) 防災面から見て施設利用者の安全性が確保されていること。
- (5) 給排水及び汚水雑排水において問題がないことにつき、次の各号の要件を全て満たしていること。
  - ① 土地改良区（水利組合）等、地域の合意が得られていること。
  - ② その他給排水において問題がないこと。
- (6) 土地利用について規制法令等により施設建設に支障がないことにつき、次の各号の要件を全て満たしていること。
  - ① 農業振興地域の農用地を含まないこと。
  - ② 開発許可の見込があること。
  - ③ その他の土地利用について各種規制が満たされていること、又はその見込みがあること。
- (7) 以下の条件を全て満たすとき、保育所と他事業が施設及び敷地を共有することができる。
  - ① 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 105 号。以下「熊本市設備運営基準条例」という。）の各種基準が確保できること。
  - ② 保育所と他事業との経理・運営が明確に区別できること。
  - ③ 不特定多数の人が容易に園児と接触できる環境でないこと。

### 第3 建物及び設備に関する事項

- 1 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例適合状況等について
  - (1) 各居室及び屋外遊戯場の必要面積は以下のとおりとする。なお、屋外遊戯場は保育所の建物と同一敷地内又はこれに隣接していること。

乳児室又はほふく室	0歳児1人につき4.95㎡以上
	1歳児1人につき3.3㎡以上
保育室又は遊戯室	2歳以上児1人につき1.98㎡以上
屋外遊戯場	2歳以上児1人につき3.3㎡以上
  - (2) (1)のほか、医務室、調乳室、沐浴室、調理室及び便所を設けること。なお、調理室は汚染区域と非汚染区域に区画されており、食数に見合った広さと設備が確保されていること。また、便所は児童と職員の数に見合った便所（便器）の数が確保されていること。

- (3) 保育所の施設及び設備等は建築基準法に従うのはもちろんのこと、その他の関連法令及び通知に規定された建物であること。
- (4) 建築基準法の規定を満たし、日照、換気及び採光等に配慮された建築物であること。
- (5) 地下水保全、緑化推進等、環境保全に配慮していること。また、「熊本市公共事業環境配慮指針」について認識していること。
- (6) 非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置など、必要な安全対策を講じていること。
- (7) 浄化槽設置の場合、人槽算定が適切であること。又は何らかの改善措置を講ずる用意があること。
- (8) 合併処理浄化槽設置の場合、下水道予定処理区域若しくは計画区域等に該当していないこと。又は何らかの改善措置を講ずる用意があること。
- (9) 保育所の新設を希望するもので既設の建物を利用する場合は、当該施設の築後経過年数が50年未満であり、その建物が「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（令和5年8月22日こ成事第431号）の対象施設の要件にあてはまらないこと及び新耐震基準を満たしていること。昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物に該当する場合（保育所は2階建て以上かつ床面積の合計が500㎡以上のもの）は耐震診断を実施し、必要があれば改修等を行うこと。

#### 第4 運営に関する事項

##### 1 理事長、施設長及び職員について

- (1) 評議員においては社会福祉法第40条第41項、役員（社会福祉法人以外の場合は、その代表者及び施設長）においては同法第44条第1項に規定する欠格事由に該当していないこと。また、熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しないものであること。
  - (2) 施設長（予定者を含む。）が社会福祉事業に対する理解、能力、熱意等を有していること、かつ児童福祉事業に2年以上従事したもの、又はこれと同等以上の能力を有すると認められるもので、常時その保育所の運営管理業務に専従し、かつ、有給の者であること。ただし、「児童福祉事業に2年以上従事したもの、又はこれと同等以上の能力を有すると認められるもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。こと。
- ① 幼稚園又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設の職員として2年以上従事したもの

- ② 国若しくは地方公共団体の職員として児童福祉業務（児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設に関わる業務）に 2 年以上従事したもの
  - ③ 児童相談所の職員として児童福祉法第 12 条の 2 に規定する児童相談所の業務に 2 年以上従事したもの
  - ④ 社会福祉主事の資格を有するもの、又は社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業に 2 年以上従事したものであって、各都道府県（指定都市を含む。）の主催する保育所長研修会（研修時間が 20 時間以上となっているものに限る。）を受講し、修了したもの
  - ⑤ 設備及び運営に関する基準を満たし、かつ、熊本市の補助対象となっている認可外保育施設で 2 年以上勤務しているものであって児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けているもの
  - ⑥ 公的機関等の実施する施設長研修等を受講し、修了証の交付を受けたもの
- (3) 保育士の数は乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 15 人につき 1 人、満 4 歳以上の幼児おおむね 25 人につき 1 人以上とする。ただし、保育所 1 ヲ所につき 2 人を下回ることはできない。また、定員 90 人以下の施設は上記に定める定数のほか、1 名を加算すること。
- (4) 乳児 9 人以上を入所させる保育所にあつては保育士のほか、保健師又は看護師を 1 人置くこと。乳児 6 人以上を入所させる保育所にあつては保健師又は看護師 1 人を置くように努めること。
- (5) 調理員等について、定員 40 人以下の場合は 1 人以上、定員 41 名以上 150 名以下の場合は 2 人以上、定員 151 人以上の場合は 3 人以上配置されていること。
- (6) 保育所の新設を希望する場合又は既存の保育所が移設を希望する場合は、(1)、(2)、(3)、(4)、(5) で規定される職員を確実に確保できる見通しがあること。
- (7) 保健、医療サービスとの連携が確実に確保できること。
- (8) 整備後 2 年以内に第三者評価の受審を行い、その結果を公表すること。ただし、過去 3 年間において第三者評価の受審及び公表を行ったことがある場合はこの限りではない。

## 第 5 資金等に関する事項

### 1 土地と建物の状況について

- (1) 原則として、保育所の運営に必要な全ての物件の所有権を有しているか、又は、国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けていること。やむを得ず土地又は建物について貸与による場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号社援

発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知) 及び「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部・社会・援護局・老人保健福祉局・児童家庭局長連名通知) による基準を満たすこと。

- (2) 建設用地及び建物に福祉医療機構及び県・市が認めた抵当権以外の抵当権が設定されていないこと。もしくは、抵当権が確実に解除できる見込みがあること。

## 2 基本財産の取得資金及び建設資金について

- (1) 基本財産の取得及び建設にかかる自己資金が十分に用意されていること。
- (2) 寄付金が予定されている場合はその確実な履行につき、次の各号の要件を満たしていること。
- ① 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写し及び寄付予定者の印鑑登録証明書が添付されていること。
  - ② 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、資産証明書等により確認できること。
- (3) 施設整備にかかる補助を受ける場合、当該事業を行うために契約を結んだ相手方(建設請負業者等)から寄付を受けていないこと。
- (4) 福祉医療機構以外の機関から資金の借入れを予定している場合には、借入れが確実になされることが融資証明書等によって確認できること。
- (5) 借入金については、累積借入金も含め、償還計画が確実に実行できること。
- (6) 保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を普通預金、当座預金、国債等の安全かつ確実性の高い形態で保有していること。ただし、既存認可保育所が移設以外の施設整備を行う場合は、この限りではない。

## 3 賃借料について

- (1) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。また、賃借料の財源について、既存事業から継続的財源確保、公的主体による継続的補助等があるなど安定的に賃料を支払い得る財源が確保されていること。
- (2) 社会福祉法人以外のものが不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、(1)の財源とは別途、当面の支払いに充てるための 1 年間の賃借料に相当する額と 1 千万円(1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当)の合計額の資金を安全かつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

## 第 6 大規模修繕・改築等に関する事項

## 1 大規模修繕・改築等の対象要件について

- (1) 大規模修繕又は改築等（一部改築・増改築を含む。）を行う理由が次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ① 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものである。
  - ② 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものである。
- (2) 大規模修繕を行う場合は、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（令和5年8月22日こ成事第431号）の3の要件にあてはまらないこと。
- (3) 建物が現行の耐震基準を満たしていないなど、耐震化を図る必要性が認められること。

## 第7 仮園舎に関する事項

### 1 仮園舎の建物及び設備等について

- (1) 仮園舎建設用地を確実に利用できること。
- (2) 土地利用について、規制法令等により支障がないこと。
- (3) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されていない等、防災面から見て利用者の安全が確保できる場所であること。
- (4) 各居室及び屋外遊戯場の必要面積は以下のとおりとする。

乳児室又はほふく室	0歳児1人につき4.95㎡以上
	1歳児1人につき3.3㎡以上
保育室又は遊戯室	2歳以上児1人につき1.98㎡以上
屋外遊戯場	2歳以上児1人につき3.3㎡以上
- (5) 仮園舎の施設及び設備等は建築基準法に従うのはもちろんのこと、その他の関連法令及び通知に規定されたものであること。なお、屋外遊戯場を同一又は隣接敷地内に確保できない場合には、園児が安全に利用できる公園等が徒歩で通える圏内にあること。
- (6) 建築基準法の規定を満たし、日照、換気及び採光等に十分配慮された建築物であること。

## 第8 法人の運営に関する事項

### 1 法人の運営状況について

- (1) 法人の組織運営について、既存法人は民間施設給与等改善費停止措置等の指導期間中にないこと。
- (2) 児童福祉法第35条第5項第4号に定める基準に該当しないこと。
- (3) 過去3年間において虚偽その他不正の手段により交付を受けた補助金（保育幼稚園課所管の補助金に限る。）について返還を命じられたことがない。

## 第9 審査に関する事項

審査は、本審査事項に沿って、別紙1を使用して実施する。1つでも不適格な項目があった場合は失格とし、該当項目による採点の結果をもって優先順位を決定する。

## 熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査事項（認定こども園関係）

### 第1 基本要件

本市福祉行政の基本となる計画に適合しているものであること。

#### 1 認定こども園関係

- (1) 認定こども園の新設を希望する場合は、「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準」及び関連する法令等に合致したものであること。
- (2) 現に保育事業を実施している者（幼稚園、認可外保育施設等を含む。）がその事業を廃止（廃止せず場所を変えて事業を継続する場合を含む。）し、認定こども園の新設を希望する場合は、施設整備の有無に関わらず在園児の保護者全員に事業計画に対する十分な説明を行い、かつ、認定こども園施設整備事前協議に対する保護者全員の理解の下、保護者全員の退園承諾書・移設同意書がとれていること。

### 第2 配置計画及び建設用地に関する事項

#### 1 配置計画

- (1) 保育ニーズ及び既存施設の配置状況等からみて適正な配置であること。
- (2) 校区の住民説明会等を開催し、施設整備（認定こども園建設）に対する施設周辺の住民の反対が特段ないこと。

#### 2 建設用地

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定される風俗営業を行う施設が隣接している等、児童の健全育成の観点から認定こども園用地として望ましくない環境に無いこと。
- (2) 保護者が児童の送迎用に利用できる駐車場スペースを確保していること。
- (3) 工事用・運営用車両及び緊急車両等の進入に十分な道路が確保されていること。
- (4) 防災面から見て施設利用者の安全性が確保されていること。
- (5) 給排水及び汚水雑排水において問題がないことにつき、次の各号の要件を全て満たしていること。
  - ① 土地改良区（水利組合）等、地域の合意が得られていること。
  - ② その他給排水において問題がないこと。
- (6) 土地利用について規制法令等により施設建設に支障がないことにつき、次の各号の要件を全て満たしていること。
  - ① 農業振興地域の農用地を含まないこと。
  - ② 開発許可の見込があること。
  - ③ その他の土地利用について各種規制が満たされていること、又はその見込みがあ

ること。

(7) 以下の条件を全て満たすとき、認定こども園と他事業が施設及び敷地を共有することができる。

- ① 幼保連携型認定こども園においては、熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 7 日条例第 63 号。以下「熊本市幼保連携型認定こども園基準条例」という。）の各種基準を確保できること。幼稚園型認定こども園においては、熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成 30 年 3 月 26 日条例第 60 号。以下「熊本市幼保連携型認定こども園以外基準条例」という。）の各種基準を確保できること。
- ② 認定こども園と他事業との経理・運営が明確に区別できること。
- ③ 不特定多数の人が容易に園児と接触できる環境でないこと。

### 第 3 建物及び設備に関する事項

建物及び園庭の必要面積は以下のとおりとする。

1 熊本市幼保連携型認定こども園基準条例及び幼保連携型認定こども園以外基準条例の適合状況等について

(1) 園舎及び園庭の必要面積は以下のとおりとする。なお、園庭は認定こども園の建物と同一敷地内又はこれに隣接していること。

#### ① 園舎

次のア、イにより算出した面積を合算した面積以上とする。

ア 満 3 歳以上児

学級数	面積 (㎡)
1 学級	1 8 0
2 学級以上	$3 2 0 + 1 0 0 \times (\text{学級数} - 2)$

イ 満 3 歳未満児

乳児室又はほふく室 0 歳児 1 人につき 4. 9 5 ㎡以上

1 歳児 1 人につき 3. 3 ㎡以上

保育室又は遊戯室 2 歳以上児 1 人につき 1. 9 8 ㎡以上

#### ② 屋外遊戯場

次のア、イにより算出した面積を合算した面積以上とする。

ア 満3歳以上児

a またはbのうちいずれか大きい面積

a)

学級数	面積 (㎡)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

b) 園児1人につき3.3㎡

イ 満2歳以上満3歳未満児

園児1人につき3.3㎡

- (2) 園舎には(1)①に掲げる保育室、遊戯室、乳児室又はほふく室のほか、職員室、保健室、調乳室、沐浴室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を設けること。ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室はそれぞれ兼用することができる。

なお、調理室は汚染区域と非汚染区域に区画されており、食数に見合った広さと設備が確保されていること。また、便所は児童と職員の数に見合った便所(便器)の数が確保されていること。

- (3) 認定こども園の施設及び設備等は建築基準法に従うのはもちろんのこと、熊本市幼保連携型認定こども園基準条例第15条において読み替えて準用する熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第105号。以下「熊本市設備運営基準条例」という。)第45条第7号及びその他の関連法令及び通知に規定された建物であること。
- (4) 建築基準法の規定を満たし、日照、換気及び採光等に配慮された建築物であること。
- (5) 地下水保全、緑化推進等、環境保全に配慮していること。また、「熊本市公共事業環境配慮指針」について認識していること。
- (6) 非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置など、必要な安全対策を講じていること。
- (7) 浄化槽設置の場合、人槽算定が適切であること。又は何らかの改善措置を講ずる用意があること。
- (8) 合併処理浄化槽設置の場合、下水道予定処理区域若しくは計画区域等に該当していないこと。又は何らかの改善措置を講ずる用意があること。
- (9) 認定こども園の新設を希望するもので既設の建物を利用する場合は、当該施設の築後経過年数が50年未満であり、その建物が「老朽民間児童福祉施設等の整備について」(令和5年8月22日こ成事第431号)の対象施設の要件にあてはまらないこと及び新耐震基準を満たしていること。昭和56年5月31日以前に建築

確認済証が交付され着工した建物で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物に該当する場合（保育所及び幼稚園に準じて2階建て以上かつ床面積の合計が500㎡以上のもの）は耐震診断を実施し、必要があれば改修等を行うこと。

#### 第4 運営に関する事項

##### 1 理事長、施設長及び職員について

- (1) 評議員においては社会福祉法第40条第41項、役員（社会福祉法人以外の場合は、その代表者及び施設長）においては同法第44条第1項に規定する欠格事由に該当していないこと。また、熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しないものであること。
- (2) 施設長（予定者を含む。）が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けており、及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成27年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第12条に掲げる職に5年以上勤めた経験がある者又は、当該認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前述の資格を有する者と同等の資質を有すると認めるもので、常時その認定こども園の運営管理業務に専従し、かつ、有給の者であること。ただし、「同等の資質を有する」とは、その人格や教育、保育についての熱意、識見、能力、経験等を勘案した上で、例えば以下のような者が該当しうるものとする。

なお、幼稚園教諭の二種免許状を有する者については、単に有しているだけではなく、以下に掲げる者に該当するような者であるかどうかにより判断するものとする。

- ① 幼稚園、保育所又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者
  - ② 幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者
- (3) 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（以下、「保育教諭等」という。）の数は乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、認定こども園1ヵ所につき2人を下回ることはできない。また、定員90人以下の施設は上記に定める定数のほか、1名を加算すること。なお、乳児4人

以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができるものとし、当該者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行から10年間に限って、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする（当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない）。

- (4) 調理員等について、定員40人以下の場合は1人以上、定員41名以上150名以下の場合は2人以上、定員151人以上の場合は3人以上配置されていること。
- (5) 認定こども園の新設を希望する場合又は既存の認定こども園が移設を希望する場合は、(1)、(2)、(3)、(4)で規定される職員を確実に確保できる見通しがあること。
- (6) 保健、医療サービスとの連携が確実に確保できること。
- (7) 整備後2年以内に第三者評価の受審を行い、その結果を公表すること。ただし、過去3年間に於いて第三者評価の受審及び公表を行ったことがある場合はこの限りではない。

## 第5 資金等に関する事項

### 1 土地と建物の状況について

- (1) 原則として、認定こども園の運営に必要な全ての物件の所有権を有しているか、又は、国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けていること。やむを得ず土地又は建物について貸与による場合は、社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園については「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）及び「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部・社会・援護局・老人保健福祉局・児童家庭局長連名通知）、学校法人の設置する幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園については「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（平成19年12月25日19文科生第460号文部科学省生涯学習政策局長通知）による基準を満たすこと。
- (2) 建設用地及び建物に福祉医療機構及び県・市が認めた抵当権以外の抵当権が設定されていないこと。もしくは、抵当権が確実に解除できる見込みがあること。

### 2 基本財産の取得資金及び建設資金について

- (1) 基本財産の取得及び建設にかかる自己資金が十分に用意されていること。

- (2) 寄付金が予定されている場合はその確実な履行につき、次の各号の要件を満たしていること。
- ① 書面による寄付確約、贈与契約が締結されていることについて、契約書の写し及び寄付予定者の印鑑登録証明書が添付されていること。
  - ② 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、資産証明書等が添付されていること。
- (3) 施設整備にかかる補助を受ける場合、当該事業を行うために契約を結んだ相手方（建設請負業者等）から寄付を受けていないこと。
- (4) 福祉医療機構以外の機関から資金の借入れを予定している場合には、借入れが確実になされることが融資証明書等によって確認できること。
- (5) 借入金については、累積借入金も含め、償還計画が確実に実行できること。
- (6) 幼保連携型認定こども園の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金、国債等の安全かつ確実性の高い形態で保有していること。ただし、既存の認定こども園が移設以外の施設整備を行う場合は、この限りではない。

### 3 賃借料について

- (1) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。また、賃借料の財源について、既存事業から継続的財源確保、公的主体による継続的補助等があるなど安定的に賃料を支払い得る財源が確保されていること。
- (2) 社会福祉法人以外のものが不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合には、(1)の財源とは別途、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当）の合計額の資金を普通預金、当座預金、国債等の安全かつ確実性の高い形態で保有していること。

## 第6 大規模修繕・改築等に関する事項

### 1 大規模修繕・改築等の対象要件について

- (1) 大規模修繕又は改築等（一部改築・増改築を含む。）を行う理由が次の各号のいずれにも該当しないこと。
- ① 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものである。
  - ② 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものである。
- (2) 大規模修繕を行う場合は、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（令和5年8月22日こ成事第431号）の3の要件にあてはまらないこと。
- (3) 建物が現行の耐震基準を満たしていないなど、整備を行うことにより耐震化を図る必要性が認められること。

## 第7 仮園舎に関する事項

### 1 仮園舎の建物及び設備等について

- (1) 仮園舎建設用地を確実に利用できること。
- (2) 土地利用について、規制法令等により支障がないこと。
- (3) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されていない等、防災面から見て利用者の安全が確保できる場所であること。
- (4) 園舎及び園庭の必要面積は第3の1(1)と同様とする。
- (5) 仮園舎の施設及び設備等は建築基準法に従うのはもちろんのこと、幼保連携型認定こども園については熊本市幼保連携型認定こども園基準条例、幼稚園型認定こども園については熊本市幼保連携型認定こども園以外基準条例、またその他の関連法令及び通知に規定されたものであること。なお、屋外遊戯場を同一又は隣接敷地内に確保できない場合には、園児が安全に利用できる公園等が徒歩で通える圏内にあること。
- (6) 建築基準法の規定を満たし、日照、換気及び採光等に十分配慮された建築物であること。

## 第8 法人の運営に関する事項

### 1 法人の運営状況について

- (1) 法人の組織運営について、既存法人は民間施設給与等改善費停止措置等の指導期間中にないこと。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項各号に定める基準に該当しないこと。
- (3) 過去3年間において虚偽その他不正の手段により交付を受けた補助金（保育幼稚園課所管の補助金に限る。）について返還を命じられたことがない。

## 第9 審査に関する事項

審査は、本審査事項に沿って、別紙1を使用して実施する。1つでも不適合な項目があった場合は失格とし、該当項目による採点の結果をもって優先順位を決定する。